

U I J ターン就職促進事業補助金交付要綱

令和元年 7 月 8 日
商工観光労働部商工政策課

(趣旨)

第1条 県は、県内企業へのU I J ターン就職の促進を図るため、予算で定めるところにより、事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者であって、「宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じ、企業成長のための人材を平成31年4月1日以降に新たに6か月以上継続して雇用(正規雇用に限る。以下同じ。)した者であること。
 - ア フードビジネス業
農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、生産用機械器具製造業(食料品、飲料に関するものに限る。)
 - イ 医療機器関連業
業務用機械器具製造業(医療用機械器具に限る。)、医療用品等の製造
 - ウ 自動車関連産業
輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、木材・木製品製造業
 - エ ICT産業
情報サービス業、インターネット附随サービス業、情報通信機械器具製造業
 - オ 観光関連産業
宿泊業、道路旅客運送業、その他の運輸に附帯するサービス業、自動車賃貸業、旅行業、スポーツ施設提供業(公園・遊園地に限る。)
- (2) 次に掲げるいずれかの業を営む者であること。
- (3) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
- (4) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていないこと又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- (5) 労働保険料を滞納していないこと。
- (6) 当該新規雇用者の雇用を開始した日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていないこと。
- (7) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。

- (8) 同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。
- (9) 県税に未納がないこと。
- (10) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (11) 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (12) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第3条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、新規雇用者、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、下表のとおりとする。

補助対象経費	新規雇用者1名に支給する給料（1事業者につき1人まで）
新規雇用者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直近の就業先が県外に主たる事業所を有する事業者の県外事業所であって、離職後1年以内に補助対象事業者において採用され、6か月以上継続して雇用された者（プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて雇用された者に限る。） (2) 県外から県内に転入し、補助対象期間終了後においても、県内に住所を有し、生活の本拠が県内にある者 (3) 補助対象事業者において、過去に雇用されたことがない者 (4) 補助対象事業者と資本関係を有する事業者で雇用されたことがない者
補助率	30%以内
補助限度額	80万円
補助対象期間	雇用開始日から起算して6か月間（平成31年4月1日以降に雇用を開始したものに限る。）

（申請書に添付すべき書類）

第4条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号の書類は、省略する。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）

- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 新規雇用者の履歴書
- (4) 新規雇用者の前職の企業・勤務地を証する書類
- (5) 雇用保険及び健康保険に加入したことを証する書類
- (6) 賃金台帳の写し等の給与の支出を証する書類
- (7) 新規雇用者の住民票抄本（補助対象期間終了後の日付のものに限る。）
- (8) 第2条第9号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (9) 第2条第10号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (10) 誓約書（別記様式第4号）

（申請の取下げのできる期限）

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定及び額の確定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、補助金精算払請求書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第14条第1項の規定にかかわらず、実績報告は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請をもって行われたものとみなす。

（書類の提出部数）

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（補助金の交付決定及び額の確定通知書）

第9条 規則第22条の規定にかかわらず、補助金の交付決定及び額の確定通知書の様式は、別記様式第6号とする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月8日から施行し、令和元年度の予算に係るUIJターン就職促進事業補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。